

小型特殊自動車の所有も課税対象です 軽自動車税の申告をお忘れなく

小型特殊自動車を所有している方は、公道走行の有無を問わず、所有していれば課税の対象になります（町税条例第87条）。申告をして、標識（ナンバープレート）の交付を受けてください。不申告の場合は、過料（10万円以下）が科せられます（町税条例第88条）。

○小型特殊自動車とは

道路運送車両法施行規則第2条別表第1で定められている小型特殊自動車で「農作業用」と「その他のもの※」に分類されます。

※フォークリフト、ショベルローダー、タイヤローラ、グレーダ、アスファルト・フィニッシャー、ターレット式構内運搬自動車、林内作業車、草刈作業車などで、最高速度が15km/h以下のものが小型特殊自動車となります。

○申請に必要なもの

- ・所有者と使用者の印鑑（法人名義で登録する場合は、法人の代表者印が必要です）
- ・販売証明書か譲渡証明書（販売店または譲渡者の押印、車台番号、車名等の記載のあるもの）

※ご不明な点は、役場税務会計課までお問い合わせください。

○税額【年額】

- ・農作業用 2,400円
- ・その他 5,900円

毎年4月1日時点の所有者に課税されます。

▼お問い合わせは、役場税務会計課課税係（7-5292）へ。

研修受講料を町が負担します 介護職員になりませんか？

町では、町内の介護保険サービス事業所で働く人材を確保するため、介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー2級研修）の受講料とテキスト代の一部を補助しています。詳細は次のとおりです。

○補助の対象となる方

- ・補助金の申請・交付決定時に鹿部町に住所を有する方
- ・鹿部町内にある介護保険サービス事業所に引き続き3カ月以上継続して就労している方
- ・他の制度により対象研修に対する費用の助成等を受けていない方

- ・町税等を滞納していない方

○補助金額

補助対象経費の3分の2の金額とし、6万円を限度とします（100円未満切り捨て）

○提出書類

- ・受講料領収証の写し
- ・修了証明書等の写し
- ・就労証明書
- ・納税証明書

▼お問い合わせは、役場保健福祉課介護保険係（7-5291）へ。

（広告）

暖房エアコン

北海道の冬にも **ぽかぽか**

Panasonic フル暖 Eolia
●nanoeX UXシリーズ
ナノイーX搭載でお部屋の空気もエアコン内部も清潔！ 外気温-25℃でも約55℃の高温風！（もっとモード時）

お見積無料!!

速

&

続

すぐにあたたか！ しっかり続く！

(株)ワタナベ電器

亀田郡七飯町
字大沼町817-4

※ホームページからのお問合せもOKです！

☎ 0138-67-2250

ワタナベ電器 大沼 🔍 検索